

- 災害対策基本法第49条の10（避難行動要支援者名簿の作成）に基づき、市町村長は避難行動要支援者の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、**避難行動要支援者について、避難の支援等の必要な措置を実施するための名簿を作成すること**としている。さらに、個別避難計画の作成を努力義務化することにより、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るべく、災害対策基本法等の一部を改正する法律案を国会に提出したところ。
- 一方、**アメリカのテキサスでは、テキサス州要救助者登録システムにて管理**し、災害時の支援等に活用。
- 以下の表にて、避難行動要支援者の把握や運用に関して、日本とテキサス州の違いを比較する。

|             | 日本   | アメリカ（テキサス州）※2   |
|-------------|--|---|
| <b>管理方法</b> | 市町村ごとに異なる(エクセル、台帳 等)   | テキサス州要救助者登録システム(STEAR)にて管理  |
| <b>作成方法</b> | 自治体が保有する要介護者等の情報を集約し、市町村が作成  | 避難にあたって支援が必要な者が自ら登録   |
| <b>作成状況</b> | 98.9%の市町村が作成済 ※1<br>7,840,889人が掲載（全人口約1億2千万人の約6%程度）<br>平時からの名簿情報を提供している人数は、全体の41.1%  | 約6,000人の登録(2017年8月時点)<br>(テキサス州の人口約2747万人の約0.02%)   |
| <b>内容</b>   | 氏名、生年月日、性別、住所又は居所、連絡先、避難支援等を必要とする理由、その他必要と定める事項  | 氏名、住所、連絡先、 <b>災害時の移動手段の有無、必要とする具体的な支援内容</b> など  |
| <b>更新頻度</b> | 85%以上の市区町村が年1回以上更新   | 年1回本人等が改めて登録（毎年3月に依頼メール送信）  |
| <b>備考</b>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平時においても、避難支援などに必要な限度で、消防機関などに名簿情報を提供できるが、条例に特別の定めがある場合を除き、本人の同意が必要。</li> <li>・災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、生命・身体を保護する利益が優越するため、本人の同意なしに提供可能。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援者保護は、地方政府（基礎自治体）の役割であるが、<b>州がシステムを管理</b></li> <li>・ハリケーン・ハービー来襲時、6,000人の登録者のうち被害者はゼロ。</li> <li>・本人等が自ら登録することで、防災リテラシー向上に寄与</li> <li>・登録制のため未登録者が発生。</li> <li>・患者の搬送調整のシステムも整備済みであり、行政と病院、関係者の連携によるマッチング等の支援体制を構築。</li> </ul> |

※1：令和元年6月1日現在、消防庁調べ

※2：米国ハリケーン・ハービー/イルマに関する現地報告書（第二版）令和2年5月 参照